

不妊治療への 助成の対象範囲が 変わります。

平成26年
4/1～
一部施行

平成28年4月より完全施行

不妊に悩む方への特定治療支援事業とは？

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する制度です。

対象者

体外受精・顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された、法律上婚姻をしている夫婦

助成限度額

1回15万円
(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円)

所得制限

730万円(夫婦合算の所得額)

●平成26年4月1日以降、新たに助成制度を利用される方のうち、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、年間助成回数と通算助成期間の限度は廃止され、通算助成回数は6回までとなります。

●平成28年4月1日から、次のとおり対象範囲、助成回数が変わります。

- ・妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外となります。
- ・初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合、通算3回までとなります。
- ・年間助成回数と通算助成期間について見直します。
(平成28年3月31日までは、40歳以上の方も従来どおり助成が受けられます。)

※年齢はいずれも、治療開始時における年齢で判断します。

	対象年齢	年間助成回数	通算助成回数	通算助成期間
現行制度	限度なし	年間2回 (初年度3回)	通算10回	通算5年
新制度	43歳未満	限度なし	初回40歳未満 通算6回 初回43歳未満 通算3回	限度なし

助成を希望される方は、お住まいの都道府県(政令指定都市又は中核市の場合は市)までご相談ください。